

太平洋戦争期における米国の対中「精神援助」

——ある親中国派ロビイストと排華法の撤廃——

馬 曉 華

はじめに

従来一般に太平洋戦争史や米国の対東アジア政策においては、アメリカの文献に基づいた戦争中の政治・軍事・戦略の変化を中心とした研究が主としてなされてきた。例えば、日米両国の学者による画期的な共同研究の成果である『太平洋戦争』¹、さらにこれまでのアメリカの東アジア政策、特に対中政策についての各種の論述、Herbert Feis, *The China Tangle: The American Effort from Pearl Harbor to the Marshall Mission* (1953) や Michael Schaller, *The U.S. Crusade in China, 1938-1945* (1976) などの著作をみても、人種関係という側面から太平洋戦争期におけるアジア国際関係の重層的な構造を考察する、という論述はほとんどみられない¹。太平洋戦争中における人種問題を詳細に論述したものの¹としては、わずかに John Dower, *War without Mercy: Race and Power in the Pacific War* (1986) を数えるのみである。これは戦争期の日米関係という観点から、太平洋戦争期の人種関係を解明せんとした労作である。だが、その中で

1 太平洋戦争期における米国の対中「精神援助」

は、太平洋戦争期における米国の移民法の変容、つまり排華法の撤廃問題が言及されているにすぎない。⁽²⁾

一方、米国におけるアジア系移民研究においては、最初のアジア系移民である中国人移民の研究が盛んに行われているが、その研究の焦点は、ほとんど連邦議会が制定した最初の移民制限法——一八八二年の排華法に当てられている。⁽³⁾ 太平洋戦争中の排華法の撤廃問題を真正面から取り上げたものはきわめて少なく、わずかに Fred W. Riggs, *Pressures on Congress: A Study of the Repeal of Chinese Exclusion (1950)* があるのみである。その中で、フレッド・リッグスは、一九四二—四三年にわたって東部で行われた撤廃運動の展開、とりわけ、市民撤廃団体の役割について、綿密に分析し、その市民団体が連邦議会の政策決定に重要な影響を与え、撤廃過程の中で決定的な役割を果たしたと指摘した。⁽⁴⁾

米国における中国人移民に関して、日本での研究は比較的少ない。⁽⁵⁾ 戦後五〇年、特に二一世紀を迎えようとする今日においては、過去の出来事や歴史事象、とりわけ戦争中のアジア系移民問題を総合的に理解するという試みがみられた。油井大三郎は、米国における日系人と中国人移民のまったく異なった戦争体験を比較しながら、「第二次世界大戦とアジア系移民差別法の廃止過程」と「米国における『国民』統合とアジア系移民」などの論文の中で、戦争中の中国人移民問題を提起した。これらの論述は、排華法の撤廃をアジア系移民との関連性、さらに国民国家の統合という斬新な視点から論じた好論文であるが、その撤廃運動がどのような要素・勢力によって推進、展開され、さらにどのようなようにして政策決定にいたったのか、という点については、十分に論じられなかった。⁽⁶⁾

このように、一九四三年の排華法の撤廃過程の中で、市民撤廃団体、連邦議会、さらに中国の動向などを含めた三者間の有機的關係は、十分に明らかにされているとはいえない。特に、排華法の撤廃が、米国の対中政策の制定にどのようなインパクトを与え、さらに、米国の対アジア政策の転換にどのような意味をもっていたのか、という問題については、いまだに解明されていないと思われる。

にもかかわらず、太平洋戦争期におけるアメリカ国内の移民政策の変容、つまり排華法の撤廃という問題は、戦争期の

米国の対中政策、さらに東アジア国際関係を解明する上で、重要、かつ根本的な鍵の一つを与えてくれるものと考えられる。こうした研究上の空白を埋めるために、本稿では、以上の疑問を念頭におきながら、一九四二年末に当選し、翌年連邦議会で大活躍をした下院議員ウォルター・ジャッド (Walter Henry Judd) の活動に焦点を当て、太平洋戦争勃発後の米国の対中政策の転換に着目する。とりわけ一九四三年の排華法の撤廃問題をめぐる米国の対中政策の変化を分析することによって、中国人移民問題を取り巻く重層的国際関係の網の目を解読し、太平洋戦争期の国際関係を総合的に理解する一助とすることを狙いとしている。これらを歴史的に追求することによって、太平洋戦争期中米関係、ひいては東アジア国際政治の一断面を浮きぼりにしてみたい。

第一章 第二次世界大戦期のアメリカ社会と中国

「我々は次の二つのことをしなければならぬ。まず一点は、中国により多くの物資的援助をすることである。具体的に、武器、飛行機、戦車、燃料、医薬品、食料用品、技術者などを提供しなければならないのである。もう一点は、彼らに士気や信条をいっそう高めるような精神的援助を行うことである。⁽¹⁾」

一九四三年五月一九日、連邦議会移民帰化委員会は排華法撤廃の是非をめぐって、公聴会を開いた。この公聴会で、下院議員ウォルター・ジャッドは、排華法を即時撤廃せよと雄弁に連邦議会に呼びかけ、上記の演説を行った。

それでは、ジャッドは中国といたったどのような関係をもっていたのか、そしてここでは、彼が語った中国への「精神的援助」が、いったいどのようなものであったのか、という点を理解するために、まずジャッドがどのような人物であったか、という点を念頭に置きながら、日中戦争期における彼の活動にさかのぼってみよう。

第一節 日中戦争期のアメリカ社会と中国——ジャッドを中心に

ウォルター・ジャッドは、一八九八年九月二五日にネブラスカ州のライジング市 (Rising City, Nebraska) に生まれ、一九二〇年ネブラスカ大学 (University of Nebraska) 医学部を卒業し、数年間医者として勤め、一九二六年から一〇年以上医療宣教師として中国で生活した。一九三七年七月七日に勃発した日中戦争による中国文明の破壊や日本軍の人類文明への脅威を直接目にした上、翌年、日本軍によって彼が管理した病院が攻撃されたため、間もなく帰国した。その後、ジャッドは日本との戦いが続いた場合には、中国への援助活動を行う以外には他に有効な道がないと考えたことが自分の帰国の本当の原因であると述べた⁽²⁾。そのきっかけは、病院で日本軍が使用した米国製爆弾の破片が、いかに老若男女を問わず中国人を苦しめているかを、医者として目にしていたからである⁽³⁾。そのため、一九四三年に政界に入る前に、ジャッドは米国の中国の抗日戦争への援助、日本への経済制裁手段の行使の必要性を国内各地で説き、親中国派の知識人の代表的な人物の一人となった⁽⁴⁾。

帰国して間もなく、中国の抗日戦争を援助し、米国の世論を喚起するために、ジャッドは様々な中国支援活動に参加した。例えば、一九三八年秋、ジャッドは「日本の侵略への加担を拒否するアメリカ委員会」(American Committee for Non-Participation in Japanese Aggression) に参加した。この組織は一九三七年の日中戦争をきっかけに、親中国派の知識人であるハリー・プライス (Harry B. Price) により設立されたものである。その主旨は日中戦争を阻止しつつ、中国抗日戦争を援助するため国民世論を喚起し、日本に対する軍需用品の禁輸を主張するものであった⁽⁵⁾。創立者プライスは日中戦争勃発以前、宣教師として北京大学で教鞭をとった希有の経歴の持ち主であり、米国の中国抗日戦争援助を熱烈に支持し、対日経済制裁の措置を執ることを強く唱えた⁽⁶⁾。その後、ジャッドはこの組織の中で最も影響力のある活動家の一人となり、注目された。

一方、一九三九年から四一年にかけて、日本の中国侵略に対して、日本への軍需用品の輸出をボイコットするよう、ジャッドは全米各地で説いてまわり、日本の中国侵略を非難、対中援助を主張し、国民の関心を喚起していった。⁽⁷⁾ これ以外にも、日本の軍国主義を制裁し、中国を援助するため、ジャッドは、連邦議会でも注意を喚起した。一九三九年四月二〇日、中立法問題について、彼は下院外交関係委員会主催の公聴会に出席し、そこで政府の対日宥和政策の危険性を指摘し、米国政府が日本の中国侵略を阻止すべきであることを強調した。⁽⁸⁾

ジャッドは、人道主義の立場に基づき、以下の二点から米国は中国を救わなければならないと論じた。第一に、日中戦争下の中国が凄惨な状況にあること、第二に、過去から唱えられてきた門戸開放政策の原則に基づき、米国が介入しなければアジアの問題は解決されないこと。ジャッドにとって、日本の中国での軍事行動は、単に一つの単純な政治衝突、中国の政治の独立を侵害するだけではなく、「五千年の悠久の文明を代表した中国文化を破壊する」という人類文明を脅かす恐ろしい行為を意味した。⁽⁹⁾ さらに、中国の独立および主権の保全を尊重した伝統的な門戸開放政策は、アジアにおけるアメリカのコミットメントを反映し、現在と将来にわたって、アジアにおけるコミットメントを続けなければならないということである。そのため彼は、中国の「主権と領土の保全、独立と行政権」を脅かし、さらに国際法に違反している日本の侵略活動に対して、米国が対日経済制裁の手段を行使すべきであることを、連邦議会に強く要請した。⁽¹⁰⁾ しかし、ジャッドは、米国が戦争に巻き込まれることには反対した。経済制裁という措置は参戦でもなく、戦争の傍観でもなく、米国にとって、日本の侵略政策を糾弾、抵抗する最も有効な手段であるとジャッドは信じており、中国の主権や独立の保全は中国人自身を守るべきだと主張した。⁽¹¹⁾

ここで、もう一つ注意を払わなければならないのは、ジャッドの東洋文化観である。長年にわたる中国での生活経験をもつジャッドは、日本が中国文明を破壊したことを非難する一方、アメリカ人が東洋文化を代表する中国文化を理解、尊重すべきであることを公聴会の聴衆に伝えた。西洋文化とは異なった価値観において築きあげられた中国人の思想や文化

は、必ずしもアメリカ人と同じではないが、東洋世界の独特な哲学や東洋人の心理を理解した上で、東洋人と接しなければならぬ、とジャッドは断言した。⁽¹²⁾

ほぼ一週間後の四月二五日に、彼は上院外交関係委員会の公聴会に出席し、ほぼ同じ主旨の証言——「日本に対する経済制裁を行使すること」を再度呼びかけた。⁽¹³⁾ 公聴会での証言を纏めてみると、彼の主な主張は以下の五点になる。第一に、過去、現在、さらに将来においても、道徳倫理と人道主義の立場、また自国の利益から、米国は東アジアに重大なる利害関係をもっている。第二に、日本の国際法に違反した行為は、必ず米国の在中利益を侵害する。第三に、こうした日本の国際法違反行為と中国人への犯罪行動に対して、米国は日本への軍需用品や軍用材料などの物資の輸送と販売を即時停止し、また日本の商品をボイコットすべきである。第四に、こうした措置は米国に巨大な利益をもたらし、中国、さらに世界の平和に貢献し、かつ日本人にも利益を供与するものである。第五に、米国が即時に対日制裁手段を行使しないならば、日本は米国の利益を脅かすだけでなく、全人類の平和に脅威となる。⁽¹⁴⁾ 要するに、対日経済制裁というアメリカの断固たる態度こそが、事態が武力衝突へ発展することを阻止し、さらに日本が公然と明らかにした東亜新秩序声明を実質的に修正させるといふ点で有効な措置である、とジャッドは信じていたのである。

こういった運動にもかかわらず、三〇年代、孤立主義時代の米国は、九・一八事件（満州事件）以来「不承認主義」政策として知られた対日宥和政策を実施し続けた。ところが、一九三七年の盧溝橋事件、特に日中戦争の全面的な勃発直後、日本の軍事行動を非難する何らかの行為が必要であると米国政府は認識した。そのため、一〇月五日に、ローズヴェルト大統領（Franklin D. Roosevelt）は著名な「隔離演説」をシカゴで行った。これは日本の軍国主義やドイツとイタリアのファシズムを伝染病にたとえ、国際社会の健康を守るため、平和愛好国家の結束を訴えたものであった。だが、その演説の中で具体的施策としては何も表わされず、依然として大統領と世論との距離は大きかった。⁽¹⁵⁾

翌年、日本の軍事行動の拡大に伴い、國務省内部では、春から夏にかけて、対日経済制裁の具体的な措置、例えば、特

定商品の貿易禁止や全面的通商関係の断絶などが検討されるようになった。対日経済制裁手段の行使という積極的な制裁論を、国務省極東部長ホーンベック (Stanley Hornbeck) は強く支持した。しかしながら、連邦政府は政権内の同調を得るまでにいたらず、結局、強硬な対日制裁手段の発動を回避することを決定した。⁽¹⁶⁾

一九三九年から、ジャッドは平和を脅かす日本の侵略行為を糾弾し、対日経済制裁手段を行使すべきであることを主張して、米国各地で積極的に演説活動を続けた。しかし、ローズヴェルト大統領の「隔離演説」に比べて、自分がアメリカ社会にそれほどインパクトを与えられず、日本の侵略戦争は止められないことを痛感し、一九四一年一月、経済上の理由から、ジャッドはミネソタ州のミネアポリスに帰り、医学界に復帰した。⁽¹⁷⁾

そうであっても、一九三九年から一九四一年にかけてのジャッドの各公聴会での発言および全国各地での数多くの演説は、アメリカ人に強い印象を与えた。とりわけ、一九四一年に彼が予言した日米戦争の必然性は、彼がもつとも東洋文化を理解する人物だとアメリカ人に認められ、のちに二〇年の連邦議会議員としてのキャリアの基礎を築くこととなった。

一九四一年一月七日、ジャッドはミネアポリス市内にある教会で東アジア問題について演説を行い、日本がいつか必ず米国を攻撃することを予言した。と突然、日本の真珠湾攻撃のニュースがラジオから流れてきた。こうした神話のような出来事は、再びジャッドがアジア事情をよく理解している「真のアジア専門家」であることをアメリカ人に証明した。翌年、ジャッドは、孤立主義を打破し、国際関係において「新風を巻き起こすことが必要である」と主張し、連邦議員の選挙活動に取り組み、のち当選した。ミネアポリス市のある新聞は、ジャッドが「戦争の予言者」、「日本の脅迫を抑える権威」であるときみなし、彼の当選が米国の戦争の勝利にとって大きな役割を果たすだろうと述べた。⁽¹⁸⁾

上記で論じたように、対中・対日問題への関心を喚起するため、ジャッドは米国の対中援助に努め、対日経済制裁手段の行使を呼びかけた。彼はアメリカ人の東洋世界への理解の重要性を主張しながら、その相互理解のチャンネルを探求しはじめた。一九四三年一月就任直後、ジャッドは連邦議会で演説し、アメリカ人の「重大な過失」を正せ、とアピールし

た。そして、彼の政治舞台の最初の狙いは排華法の撤廃であった。

第二節 太平洋戦争下のアメリカ社会と中国——世論の親中熱

中国人移民は最初のアジア系移民として、一八四八年のゴールドラッシュを契機に、米国に渡航しはじめた。一八六〇年代の大陸横断鉄道の建設のため、一八六八年の移住の自由化を承認したバーリングゲーム条約 (Burlingame Treaty) により、中国人の渡米が加速し、七〇年代末には、米国に滞在している中国人移民は一〇万人を超え、地域的には殆どカリフォルニア州に偏在していた。しかし、一八七〇年代の不況期に入ると、中国人移民は低賃金で長時間働くため雇業者に好まれたが、白人労働者にとっては生活の脅威となり、また人種的に「劣等」とみなされるようになったので、カリフォルニア州を中心に西部諸州では、中国人移民排斥運動が高まってきた。その結果、一八八二年の連邦議会では、中国人移民の渡米禁止という差別法——排華法を制定した。⁽¹⁾その後、幾つかの排華法の制定によって、中国人の移民の流れは完全にせき止められ、また「同化不能外国人」とみなされ、アメリカ社会において、人種的な差別を受けることとなった。だが、太平洋戦争の勃発後の中米提携によって、一八八二年以来続いた排華法の終幕は劇的にやってきた。

一九四一年一月七日、日本の真珠湾攻撃により、太平洋戦争が勃発し、中国との伝統的な対外関係の構造が一変した。翌日、中国は米国と共に日本との開戦に踏み切り、中米同盟が結成された。中米提携によって、翌年春、米国は中国に五億ドルの武器貸与をし、秋には、アヘン戦争以来の不平等条約廃止の意向を蔣介石に伝えた。さらに一九四三年一月一日、百年にわたって続いた不平等条約を撤廃し、在中治外法権を廃止するという平等条約を締結した。⁽²⁾こうして、中米両国は親密なパートナーとして戦争の最終的勝利に向けて歩み始めた。以上の背景のもとで、一九四三年一月六日、ジャック・ドは下院議員に就任したのである。

しかしながら、中米同盟が結成されても、米国の対中援助は、積極的に推進されていったわけではなかった。「先欧後亜」

というヨーロッパ第一主義の戦略のため、米国の対中援助は、英国やソ連へのそれと比べてわずかなものであり、貸与全体の三パーセントを占めるにすぎなかった。⁽³⁾ 太平洋戦争勃発の二日後、『ニューヨーク・タイムズ』紙 (The New York Times) は、中国が、米国にとって「無尽蔵の力を有する、信頼に足る同盟国」であり、このような「戦友」がいてこそ、米国は「アジア戦略の鍵を見つけることができるだろう」と中国人の勇敢さを讃える記事を載せた。⁽⁴⁾ だが、実際には、物資面での対中援助は限られており、中国人の勇敢な抗日行動に示されるような強い意志に対して、何らかの「精神援助」をすべきだとする機運が高まってきた。

一九四二年四月二二日、全米対中救済委員会主席、ポール・ホフマン (Paul G. Hoffman, National Chairman of United China Relief) は『ニューヨーク・タイムズ』紙において、「我が国と中国は、対日戦略において、お互いがお互いを必要としており、一日も早い戦争終結に向けて、中国人の士気昂揚に投資することが何よりも重要である」と、中国への精神的バックアップの必要性を論じている。そして、さらにヘロルド委員長 (W.R. Herold) は、「中国が我々を必要とする以上⁽⁵⁾、我々は中国を必要としているのである」と中国への精神的援助の必要性を強調した。

ホフマンが唱えた、この「中国人の士気昂揚に投資すること」とは、具体的に何を意味するのだろうか。以下において、中国への精神的援助というスローガンは、いかなる人々によって唱えられ、展開し、ついに実現に向かったのか、戦時中の対中世論の動向を探ることによってみていきたい。

(一) 「我が同盟国中国に正義を！」

太平洋戦争勃発直後、一九四二年二月、東アジア問題の専門家であるチャールズ・ネルソン・スピックス (Charles Nelson Spinks) は『アジアと米州』誌 (Asia and the Americas) の中で、「排華法を撤廃せよ！」というタイトルで、米国は、民主主義と正義の実現のために、同盟国である中国に対する人種差別法を即時撤廃すべきであると呼びかけた。その中で、

彼は以下のように論じている。

「我々は、人類の基本原則に刃向かう枢軸国を非難する。そしてこれらの国々から脅威を拭い去り、自由と正義と平等という理念が守られるような新しい世界を創造するため、偉大なるアジア諸国の人々とともに、我々は今まさに戦っているのである。しかしながら、我々はその行為によって、主要原則のうち二つを侵害している。つまり、我々の同盟国である中国の人々に対して、正義と平等に値するような扱いをしていない。」⁽⁶⁾

この論説において、スピックスは、同盟国中国の人々に対する不平等な扱いを非難し、「公正で、かつ平等な待遇」を中国人移民に与えるよう訴えた。そして、米国と東アジアとの密接な関係について言及し、「戦時、平時に関わらず、また敵味方に関わらず、我々は平等原則に基づいて、これらの全ての人々を扱わねばならない」と主張した。⁽⁷⁾

同年五月一八日には、駐米の中国新聞報道機関である中国新聞社によって発行された『現代中国』(Contemporary China)に、「排華法と治外法権」と題した論説が出された。「全ての人々は、皮膚の色や宗教上の信仰、あるいは、国籍を問わず、自由と平等」を与えられなければならない、米国内の排華法と中国国内の治外法権の弊害が批判された。また、日本に歪曲されて使われた「アジア人のアジア」というプロパガンダの危険性や、中国人移民に対する不平等、かつ不正な差別法は撤廃されなければならないという点が強硬に論じられた。⁽⁸⁾ さらに、八月一〇日、同誌は、日本が精神的な武器として使った「人種戦争」という歪んだプロパガンダを弾劾するため、「この戦争は人種戦争ではない」というタイトルで、中国人が自由や平等の理念を希求し、全ての人々が同じく、平等な権利を有することを再三強調した。⁽⁹⁾

このような排華法の撤廃を求める論議の中で、もっとも注意を払わなければならないのは、著名な作家であったパール・バック (Pearl S. Buck) の言説である。一九四二年秋、彼女の『アメリカの統一とアジア』(American Unity and Asia) が出版された。その中で、バックは、日本の精神的な支柱として広くアジアで使用された「人種的プロパガンダ」を非難し、アメリカ社会の人種差別政策を公然と糾弾した。⁽¹⁰⁾

同年一〇月、『コラム・レビュー』誌 (Column Review) のインタビューで、バックは、「もし我々が有色人種に対する優越感を持ち続け、我々の同盟国を納得させることができなければ、この戦争に勝つことが果たして出来るだろうか」とアメリカ社会の人種差別政策を非難し、同盟国の中国に対する不公正な取り扱いを、直ちに廃止すべきであると論じた。⁽¹¹⁾ 一方、彼女は世論の喚起のため、ラジオ出演や遊説で全国各地をまわり、人種差別法の撤廃を次のように説いていった。

「我が国の人種差別法は撤廃されなければならない。なぜならば、それが存続する限り、我々はこの戦争に勝つことができないからである。全人類の自由のために戦うのでなければ、自由のために戦うことを意味することにはならない。全ての人々のためではなく、特定のグループの自由、特定の人種の利益、特定の集団の繁栄のために戦うのであれば、我々は、ファシスト以下の存在であると言えよう。⁽¹²⁾」

バックは「中国人は長時間にわたり、勇敢にも冷酷な侵略者と戦っている」と中国人を褒め称える一方、「我々は、彼らにほとんど何も援助をしてこなかった」とアメリカを批判し、中国軍の士気を鼓舞するためには、「中国人移民への割り当てを禁じた、我が国の差別的移民法の撤廃」が肝要であると訴えた。⁽¹³⁾

このような情勢の中、一九四二年一月、『アジアと米州』誌の編集者、リチャード・ウォルシュ (Richard J. Walsh)、作家パール・バック、社会学者兼評論家ブラーノ・ラスカ (Bruno Lasker)、CIOのモンロー・スウィートランド (Monroe Sweetland)、元香港駐在の外交官ドナルド・ダンハム (Donald Dunham)、などが中心となって、排華法撤廃市民委員会の設立を企て、ジャッドもそれに関わっている。一月一〇日、ウォルシュは、「排華法を撤廃し、割当制に基づいた中国人の渡米権と市民権を賦与せよ」と題した演説をニューヨークで行い、世論の喚起に努めた。⁽¹⁴⁾

さらに、一月二三日、ウォルシュは、「中国人に対する我らの万里の長城」(Our Great Wall against the Chinese) と題した論文を『ニュー・リパブリック』誌 (New Republic) に寄稿した。その中で、ウォルシュは、第一に、排華法の撤廃、第二に、割当制に基づき、中国人移民に他国と同じく平等な待遇をすること、第三に、中国人移民一世に市民権と

帰化権を賦与すべきであることを主張した。彼は、「全ての人が自由と平等を有する」ことを強調しながら、中国人移民排斥の砦として機能してきた排華法を「万里の長城」にたとえ、これを破壊せよと呼びかけた⁽¹⁵⁾。ちょうどこの頃、アジア問題の専門家として注目され始めたジャッドが、連邦下院議員として当選した好機をとらえ、ウォルシュやパール・バツクらの親中国派知識人たちは、排華法の撤廃を水面下で、連邦議会に動きかけた。そしてさらに、蒋介石夫人―宋美齡の訪米が契機となり、世論はいっそう親中国的傾向を強めた。

(二) 蔣夫人の訪米と世論の親中化

先に触れたように、一九三九年、連邦議会の公聴会で、ジャッドはアメリカ人の東洋世界に対する誤解を指摘し、中国の文化および中国人の思想や心理をもっと理解すべきであると主張した。というのは、彼は、アジア系移民に対する差別法が、アメリカ人の「重大な過失」であると信じていたことによる。一九四三年一月六日、下院議員に就任したジャッドが、排華法の撤廃を狙っていた頃、戦時中の中米関係に大きな影響を与えることとなった重要な事件の一つが起こった。それが、蒋介石夫人―宋美齡のアメリカ親善訪問である。

蔣夫人―宋美齡は、幼いころから米国で教育を受け、キリスト教の洗礼も受けた知識人であり、ボストン郊外にある名門大学、ウェズリー大学 (Wellesley College) を卒業し、英語にも堪能な才女である。宋氏一族は、戦時下の中国の政治、金融、経済で支配的な力を掌握していた。一九四二年末、宋美齡は、療養のため米国を訪れ、翌年健康回復後、アメリカ社会の対中援助へと世論を喚起するため、各地で遊説活動を行った。二月一七日、宋美齡はホワイト・ハウスを訪れ、ローズヴェルト大統領との会談で、米国の対中援助を求めた⁽¹⁶⁾。

この親善訪米は、国内世論の親中化に拍車をかけることとなった。その翌日の『ワシントン・ポスト』紙 (Washington Post) は、蔣夫人が、「今世紀中における最も優れた女性の一人である」と評し、「アメリカ人の目からみれば、中国は、

世界の暴政が消滅していく中で、目を見張るような業績をあげた国である。故に、中国は、今後の世界の政治組織の中でも、必ずや大国の一つとなるだろう」と論じた。⁽¹⁷⁾『ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン』紙(New York Herald Tribune)は、蔣夫人の素晴らしさを賛美しながら、「アメリカ人は自分たちが、いかに中国に対して深く同情し、彼らがほぼ五年にもわたり日本との文明戦争を単独で戦ってきたこと、そして自身の軍事資源の釣り合いに見合わないほどの重荷をいまだに背負っている、という事実に対していかに感謝しているか」と論評している。その上で、侵略者である日本と戦うことは英雄的行為であり、アメリカ人は中国に同情と尊敬の念をもっていると述べた。⁽¹⁸⁾

この後、宋美齡は、二月一八日、連邦下院議会において、五千年の歴史をもつ中国文明と、中国人の勇敢さ、頑強な精神を賛美し、さらに、この戦争が単に中国の国益のためだけではなく、ローズヴェルト大統領が唱えた「四つの自由」を実現させるといふ、人類全体の利益に資するものであるとの、情熱的な演説を行った。⁽¹⁹⁾当日、蔣夫人は、上院でも、「我が中国人は、アメリカ人と同じく、より素晴らしい世界を築き上げたい」旨を強調した。そして、「この戦いは、中国だけでなく、人類全体のためのものであるから、必ず勝利しなければならない」と雄弁に論じ、中国人の平和への情熱と決意を力説し、自らが全人類の幸福のために責任や使命を負っていると断じた。⁽²⁰⁾カンザス州の詩人プリニ・ヴィリー(Pliny A. Wiley)は、蔣夫人の議会演説をラジオ放送で聞き、それに魅了され、以下の詩を作成した。

蔣介石夫人に捧ぐ

彼女が話すと、議会中が彼女に聞き入る

悠久の国―中国からの声

真実と論理がすべての言葉を美しく飾り

完璧な英語はすべての人の理解を得る

彼女が話すと、ワシントンのお偉方を

その呼びかけに耳を傾け答えようという気にさせ
彼女の雄弁さと話し方は聞くもの全てを惹きつける
そして、彼女が時の女性となるを助けるにいたる

彼女が話すと我が合衆国の議員たちは

終わりまでうっとり心奪われ

我々の友中国へのあらゆる援助と慰めを

太平洋を越えて送ることを約束する

彼女が話すと人類は理解する

皮膚の色や、人種、信条は関係ないということ

世界に広がる友愛への彼女の願い

人類愛はその必要性を叫んでいる⁽²¹⁾

下院議員ジェッド・ジョンソン (Ted Johnson、オクラホマ州選出) は、蔣夫人の議会での演説が「今まで議会で行なわれた演説の中で、最も感銘的で、効果的なものの一つだ」と彼女の魅力や卓越した才能を賛美した。⁽²²⁾

ほぼ二週間後の三月二日、蔣夫人はニューヨークを訪問し、市庁舎前のマディソン広場 (Madison Square Garden) でアメリカの対中援助強化を求めて、演説活動が続けた。その演説の中で、中国人が自由と平等を希求する願望を次のように述べている。

「全ての国はその大小にかかわらず、発展への平等な機会を与えられなければならない。より強大で、発展した国々は、自らの力を弱小国の完全な政府への要求の手助けをするために使うことを考えなければならない。彼らを搾取してはならない。なぜならば、搾取というのは、被搾取者と同様、搾取者自身も精神的におとしめるからである。」⁽²³⁾

このように、平等や公正という人類共通の理念を希求する中国人は、戦後世界の再構築をする上で、過去のようない「苦痛が全くなくなることを」望んでいる。故に蔣夫人は、中国が「平等で、公正な原則」に基づき、「もっとも進歩した世界を作り上げていくために、全力を尽くさなければならない」という決意を表明した。つまり、「神と人類に共通の偉大な国」という理想世界を実現させる中国人の深奥からの切望を訴えたのである。⁽²⁴⁾

当日、ニューヨーク市長ラ・ガーディア (La Guardia) は、「彼女の演説は非常に素晴らしい」と『ニューヨーク・タイムズ』紙に伝え、蔣夫人の演説が大成功であったことをここで明らかにした。⁽²⁵⁾ 二日後、蔣夫人は、ニューヨーク市役所においても、中国がアメリカと同じように正義や自由を希求し、「人類の進歩」という偉大なる事業を実現させるため侵略者日本と頑強に戦う、という趣旨の演説を再び行った。⁽²⁶⁾

蔣夫人のニューヨークでの演説をラジオで聞いた、南部アラバマのある新聞記者は、その記事において蔣夫人の理想を「高邁な理想を掲げる太古の昔から伝わる知恵をもつ中国人を代表し、全ての人々、あらゆる民族の願望を代弁した」と論じ、彼女の願望は「まさにこの時代をそのまま映し出している」と蔣夫人の演説を絶賛した。⁽²⁷⁾

その後、三月七日に彼女の母校ウェルズリー大学、二二日のシカゴ、二七日のサンフランシスコ、四月四日のロサンゼルスでも、蔣夫人は同趣旨の演説を行い、「我々は単に中国のために戦うのではなく、民主主義や正義のために戦うのだ」と、中国人が希求した人類共通の理念をもって、世界平和に貢献しようとする決意をさらに表明した。⁽²⁸⁾

このように、宋美齡の親善訪米、特に東部から西部にわたって各地で行われた遊説は、中国が米国と同じように自由や平等という人類共通の理念を追求することを明白なものとし、さらに世界の平和と政治再建に全力を尽くすという中国人

の熱意をアメリカ社会に伝えるものであった。この宋美齡の親善訪米を契機に、アメリカの世論の親中の傾向はいつそう加熱していったのである。

第二章 ジャッドと排華法の撤廃

前述したように、宋美齡の親善訪米をきっかけに、アメリカの世論は親中となった。こうした親中の風潮の高揚を契機に排華法の撤廃運動がいかに展開され、さらにどのようなようにして政策決定過程に至ったのか、本章では、その排華法の撤廃過程について、ジャッドの議会における活動に焦点を当てて、検討してみたい。

第一節 連邦議会の動き

二月一七日、蔣夫人がホワイト・ハウスを訪れた当日、与党民主党の下院議員マーティン・ケネディ(Martin J. Kennedy、¹ ニューヨーク州選出)は、「世界中で最も偉大な女性の一人」である宋美齡を歓迎するため、中国人移民の渡米権と市民権を認める法案を連邦議会に提出した。¹ 同時に、ケネディ議員は、「この好機を生かして、世界を驚かせるような中国人の勇敢さに対する限りない賞賛を示すため」、その法案と手紙を宋美齡に送った。その中で、彼は、「我々と共通の敵と戦う国民は、最終的勝利の喜びをも分かち合うであろう」と語り、「我々の友情、感謝、さらに尊敬に値する国民は、同じ象徴によって、我々の特権をも確実に受けることができるのだ」と表明した。² 二月二五日に、蔣夫人は、ケネディ議員に返書を書き、彼の優れた「先見性」を称賛し、「こうした他にまさるものがない友情は、まるで平和と友好を希求する人類を導く光のように輝いている」、³ という感謝の意を表明した。

共和党のジャッドは、アジア人に対する「重大な過失」とみなしてきた排華法の撤廃を実現させるため、連邦議会で与党の行動に協調していくことが重要であると、蔣夫人の訪米によりアメリカ世論の親中熱が高揚した好機をとらえた。

就任後わずか一ヶ月あまりの二月二五日、東洋人へのより深い理解を呼びかけるために、まず、米国の東アジア政策、それに関わる諸問題と解決策、および世界政治における東アジアの役割などについて、連邦議会で演説を行った。彼は、過去の在中宣教師の経験に基づき、東洋文化に対するアメリカ人の誤解を指摘し、その歪んだ認識を直さなければならぬと主張した。その演説の中で、彼は次のように述べている。

「過去二〇年において、アジア諸国との外交関係、極東の軍事関係、そして今の戦争について、我々は、幾つかの重大な過失を犯した。アジア系移民に対する差別法をみれば、明白であろう。その主な原因は、我々が常に自分の考え方や行動を、我らの思想や行動性向と異なる彼らに強いたところにあると、私は信じている。⁽⁴⁾」

換言すれば、こうした「重大な過失」の形成要因がアメリカ人の自己中心的な優越主義にある、とジャッドは指摘した。ここで、ジャッドは、西洋の文化や哲学とは異なった東洋人独自の精神世界を理解すべきであると主張し、さらに東洋人に対する対処の仕方、すなわち、「己の欲せざるところを人に施すなかれ」という原則を提示した。⁽⁵⁾

次に、世界政治における東アジアの役割について、戦中、戦後を通して、米国が世界の平和を維持するためには、東洋人との協力が必要であることを、ジャッドは唱え、そのためには、東洋人と平等に接するという「精神的な配慮」をしなければならぬと主張した。彼は演説の中で次のように述べている。

「もし我々が戦争に勝ち、戦後、穏やかな平和の世界を築くことを期待するならば、我々は、実際に、彼らを平等に取り扱わなければならない。彼らが何を望み、どのように考え、感じ、さらに何を求めているのか、我々は考えなければならぬ。我々は、過去と同じような過失を犯してはいけないのである。⁽⁶⁾」

このように、東洋人に対する人種差別法が、アメリカ人の東アジア政策にとって、最大の障害であるとジャッドは堅く信じ、こうしたアメリカ人の「重大な過失」を正さなければならぬと議会に要請した。⁽⁷⁾

ここで、もう一つ注意を払わなければならないのは、ジャッドの一九二四年のアジア系移民差別法に対する発言である。

日本が戦争を起こした要因の一つが、この差別法にあると彼は指摘し、他の要因としては、国際連盟で日本が提唱した人種平等原則が拒絶されたことにある、と信じていた。そして日本の戦争中のプロパガンダを打破し、中国人の士気を激励するために、アジア系移民に対する差別法を撤廃しなければならぬ、と再三強調した。⁽⁸⁾

ジャッドの演説を受け、与党では、中国人移民に関するいくつかの修正案をねりあげた。翌日の二月二十六日、ニューヨーク州選出のヴィート・マーカントニオ議員(V. Marcantonio)は、人種、皮膚の色、宗教上の信仰、また国籍を問わず、あらゆる人々に帰化権を認める法案を提出した。一ヶ月後、西部ワシントン州選出のウォーレン・マグヌソン議員(Warren G. Magnuson)は、今まで禁止されてきた中国人移民に一九二四年の移民法に基づく割り当てを認める提案をした。⁽⁹⁾

一方、蔣夫人の訪米による国内の親中の風潮の高揚に応じ、蔣夫人がホワイト・ハウスを訪れた四日後の二月二十二日、この好機を生かし、スウィートランドは、「小さい組織かもしれないが、影響力のある撤廃委員会を設置しなければならぬ」と主張した。ジャッドとウォルシュもその計画に同意し、彼らは撤廃委員会の設置を準備しはじめた。⁽¹⁰⁾二月一七日のケネディ提案が単に中国人移民を対象としたものであったため、ジャッドは全てのアジア系移民を含む包括的な提案を行うことを考慮していたが、二月二十六日のマーカントニオ議員のあらゆる人種に市民権を認める提案が出されたのをみて、与党の提案に協力することとした。⁽¹¹⁾

それとほぼ同時期に、中国政府が排華法の撤廃を連邦政府に要求するという動向がみられた。一九四三年一月二二日に、治外法権撤廃を含む、中・米・英平等条約の調印のため、駐英大使顧維鈞は帰国し、財政部長孔祥熙(宋美齡の姉宋霽齡の夫)が、外交部長宋子文(宋美齡の兄)の訪米のため開いた晩餐会に出席した。孔・宋・顧らは、数年間米国での留学経験があり、在米中国人の差別待遇を痛感したこともある。特に、その中の孔部長は、一九〇一年米国へ留学する際に、サンフランシスコ税関で拒絶され、その後も差別された経験を⁽¹²⁾持っていた。その晩餐会では、中米英平等条約の締結をはじめとして、米国の人種差別政策や華僑の外国での待遇問題が活発に議論された。彼らは、米国の排華法の弊害を糾弾し

ながら、人種平等の原則に基づき、中国人移民に対する人種差別法撤廃を連邦政府に要請するという意見を交換し、またその問題を円満に解決する方法を模索した。⁽¹³⁾ その結果、三月一〇日に、宋外交部長は、ホンベック (Adviser on Political Relations) と会談し、ケネディ法案の実現を求め、排華法の撤廃を正式に國務省に要請した。⁽¹⁴⁾

それに応じて、五月二三日、國務次官ブレキンリッジ・ロング (Breckinridge Long) は、与党党首ジョン・マコーマック (John W. McCormack) および議会議長サム・レイバーン (Sam Rayburn) と会談を行い、「國務省は中国人の割当制に基づく渡米権と市民権を認める運動に賛成する」という意向を明確に表明した。⁽¹⁵⁾

一方、二日後の五月一日、蔣夫人は連邦議會議員、とりわけ議會議員帰化委員会の主要議員、例えば、与党民主党の実力者エド・ゴセット (Ed Gossett)、共和党のウォーレン・マグヌソン議員などを招待し、晚餐会を催し、ジャッドもその内の一人に含まれていた。⁽¹⁶⁾ 蔣夫人は、中国人の士気を鼓舞するためには、中国人に対する人種差別法の撤廃が戦争の勝利にとっていかに重要な意味をもっているのか、という点について強調し、それを彼らに伝えた。こうした蔣夫人の行動が、今まで態度を決めかねていた議員らに、排華法撤廃に賛成する気運を高めた決定的な要因であった、と後にジャッドは述べている。⁽¹⁷⁾ それにより、四日後の五月一九日、連邦議会は、排華法撤廃のための公聴会の開催を決定した。

このように、排華法の撤廃のため、中国政府は連邦政府に外交チャンネルを通じて國務省と交渉し、また議会の議員らとも水面下で交渉した。國務省との外交交渉が行われる以外には、排華法の撤廃に対する中国の働きかけとして、主に以下の二つのチャンネルを通して、撤廃運動の推進をみてとれる。

第一に、米国に滞在、あるいは居住している中国人を通じて、中国人の生の声をアメリカ側に伝えること。例えば、一九四二年秋、在米中国人沈朝清博士 (Tso-chien Shen) は、『排華法の本質』 (What Chinese Exclusion Really Means) を出版した。彼は排華法の弊害を糾弾しながら、同盟国の中国に対するこうした人種差別法を即時撤廃せよとアメリカ社会に呼びかけた。⁽¹⁸⁾ 他方、前に触れたように、駐米中国新聞機関、例えば中国新聞社を通じて、『現代中国』 (Contemporary

China)の中に排華法の撤廃を要求する記事や論説が出され、アメリカ社会に影響を及ぼしていった。

第二に、中国滞在経験を有する親中派のアメリカ人を通じて、彼らを中国のスポークスマンとして、中国人の熱烈な要求をアメリカ社会に伝えていくというチャンネルである。この中で、重要な役割を果たしたのは、親中派のアメリカ知識人を中心とした市民撤廃委員会とジャッドであった。

五月七日、ウォルシュは、「排華法の撤廃の好機がいに迫ってきた」と述べ、中国との友好関係に大きな障害となる日本のプロパガンタを破棄しよう強調し、排華法撤廃のための市民撤廃委員会を設立しようと呼びかけた。その結果、五月二五日、ウォルシュ、バック、ラスカ、およびアメリカ統一連合会のリード・ルイス (Read Lewis, Common Council for American Unity) など十一名の人々によって、ニューヨークにあるアメリカ統一連合会の総本部で、「排華法撤廃市民委員会」(Citizens Committee to Repeal Chinese Exclusion and Place Immigration on A Quota Basis) が設立された(以下市民撤廃委員会と略称する)。この市民撤廃委員会創立の目的は、第一に、排華法を撤廃すること、第二に、中国人に移民割り当てを与えること、第三に、中国人移民に市民権を賦与すること、という三点の実現を目指したものであった。⁽¹⁹⁾市民撤廃委員会は、『中国人に対する我が米国の万里の長城』(Our Chinese Wall)と題したパンフレット三万部を全米各地の図書館や大学、さらに宗教・社会・労働者団体に配布し、アメリカ社会に大々的に呼びかけ、世論の喚起に努めた。⁽²⁰⁾

第二節 ジャッドと議会公聴会

前に触れた二月一七日のケネディ提案は、一八八二年排華法が成立して以来、初めてその法律の撤廃を要求するものであった。間もなく、全米各地から投書や手紙がケネディ議員に寄せられ、その中で、圧倒的に多かったのは、宗教団体や知識人からの投書で、中国新聞社および在米中国人と団体からの投書も少なくなかった。カリフォルニア州のある教会の理事長ラッシュフォース (A.W. Rushforth) は、三月二五日のケネディ議員への手紙の中で、「カリフォルニア州は、排

華法の成立に大きな役割を果たしたが、今やその法律の存在意義は全くない」と述べた。⁽¹⁾ 全米長老会教会ロサンゼルス分会の牧師トマス・ホールデン (Thomas Holden) は、四月二三日のケネディ議員に寄せた手紙の中で、排華法の撤廃が、「中国人の士気を鼓舞し、我々が自ら信じている平等原則のため戦うという点も証明してくれるだろう」と記している。⁽²⁾ 在米中国人とニューヨークにある中華会館の理事長劉音超 (Lew Yin Cho) も、ケネディ議員に投書している。彼らは在米中国人の喜びを伝えながら、「中国は常に米国にとって最も友好的な国であり、侵略者と戦う中での最も勇敢で忠実な同盟である」と表明した。⁽³⁾

他方、世論でも排華法の撤廃問題が論じられた。五月から六月の『ローヤーズ・ガイド・レビュー』誌 (Lawyers Guide Review) は、「中国に対する排斥の障壁」(Our Wall of Exclusion against China) と題した論文の中で、中国人に対する差別法を攻撃すると共に、「中国人の英雄的な精神は我がアメリカ人を深く鼓舞した」と中国人へ「尊敬と賞賛」の意を示し、さらに、この「時代遅れの法律」を即時廃止すべきであると呼びかけた。⁽⁴⁾

こうした情勢の下で、五月一九日から六月二日にかけて、連邦議会では、排華法撤廃の公聴会が開かれた。議会では六回の公聴会で、五一名の証言が行われた。その中では、撤廃に賛成する者が圧倒的に多く、その数は四二名であった。賛成者の中には、宗教関係団体・組織のものが多く、一〇名にのぼった。その内、中国人移民はわずか二名であった。⁽⁵⁾ 賛成論者の主な主張は、第一に、六年間の中国人の勇敢さと米国への忠誠心について、第二に、日本によって歪曲されたプロパガンダを沈黙させ、中国人の士気を鼓舞することの二点であった。市民撤廃委員会のウォルシュも公聴会で証言し、排華法の撤廃が、日本によって歪曲されたプロパガンダを破棄し、中国人の士気を高揚させるだろうと力説した。⁽⁶⁾ 中国系アメリカ人ポール・イー (Paul Yee) は、中国人移民が、アメリカ社会にどのように溶け混んでいるかを述べ、彼らの米国への忠誠と貢献を強調した。⁽⁷⁾ 在米中国人于平 (Yu Pin) は、「アメリカとの友好関係およびそれに対する忠誠心をもっていてこそ、我が勇敢な兵士たちは、戦争の最終的勝利まで戦い続けられるのだ」と論じ、戦争遂行のためには、「世界の光明

と希望」を表す米国政府が、中国に正義と平等を与えなければならぬと主張した。⁽⁸⁾

ここで特に注目すべきなのは、「中国通」と呼ばれた人々、例えば、作家パール・バック、元アメリカ極東海軍提督ヤーネル將軍(H.F. Yarnell)および二〇年間以上中国で生活した実業家、マンズフィールド・フリーマン(Mansfield Freeman)、アメリカ生命保険会社社長)などの親中国派の人物が、一八名を占めたことである。パール・バックは、戦争遂行のため、「中国が存在しなかったら、我らはこの戦争に勝つことができない」ことを力説した。⁽⁹⁾ ヤーネル將軍は、「中国本土は、長距離爆撃機が直接日本に到達できる唯一の基地である」という軍事戦略の側面から、対日戦争の軍事基地としての中国の重要性を論じた。⁽¹⁰⁾ マンスフィールド・フリーマン社長は、「四億人の人口を擁する中国との貿易と協力は、戦後アメリカ経済の繁栄にとって、重要な役割を果たすだろう」と中国市場の「潜在的可能性」を唱え、アメリカ経済の利益の側面から排華法撤廃の必要性を訴えた。⁽¹¹⁾ ジャッドもその親中国派の中の一人である。公聴会でのあらゆる証言の中で、ジャッドの証言は最も長く、二六ページを超えるものであった。⁽¹²⁾

五月二六日、ジャッドは証人として公聴会で雄弁に論じた。彼はまず国際政治における米国の役割、特に東アジアにおける役割を論じ、その中で米中協力の重要性を指摘した。「我々は単独で太平洋地域で戦うことができない」と述べ、「唯一の方法は、ヨーロッパ戦線での勝利を収め、我らが太平洋戦線に全力投入できるまで、我が同盟国に戦い続けてもらうことだ」という「中国に戦線を維持させる」という点を強調した。⁽¹³⁾

ここで、ジャッドは中国の現状を分析し、つまり、飢饉、旱魃、インフレーション、さらに戦争による大きな災難に直面し、外からの物資援助が少ないという現状に陥っている中国人にとって、もっとも重要なことは、六年間で「真の自由と平等のために奮闘し、同盟国からの信頼を得ることだ」と指摘した。さもなければ、中国人は「失望」し、さらに「絶望」への道を歩むと、ジャッドは訴え、米国の中国に対する「精神援助」の必要性を主張した。⁽¹⁴⁾

長年の在中医療宣教師の経験があるジャッドは、中国が「常に米国の最も忠実、かつ信頼し得る国である」と確信して

いた。公聴会でも、ジャッドは、米国に対する中国の「深く、情熱的なる信念」を語り、ヨーロッパ戦線での勝利を収めるまで、中国への物資援助を増量する一方、「我らは彼らの士気や忠誠心をいっそう堅固にし、より多くの精神的援助を行わなければならない」と唱えた⁽¹⁵⁾。

公聴会でのジャッドの主な主張は、以下の三点に整理することができる。第一に、排華法を即時撤廃すること、第二に、割り当て制に基づく中国人移民の渡米権を認めること、第三に、中国人移民に市民権を与えることである。撤廃の原因については、ジャッドは次の四点を中心に説明した。

第一に、法律の面から考えれば、排華法は、中国の最恵国待遇が認められた米中条約に違反しているので、それを除くためには、国際法に違反する排華法を撤廃すべきであること。

第二に、道徳倫理の面から、排華法は、「全ての人々が自由、平等、幸福の追求という譲り渡すことができない権利を有する」というアメリカの理念と衝突するものであること。これが撤廃されない限り、「我々はこの戦争で誤った側、つまりヒトラーの側につくことになる」と力説した。

第三に、経済の面から、排華法が撤廃されるとするならば、アメリカの市場に巨大な利益をもたらし、アメリカの工業や農業の戦後復興に大きく寄与するであろうこと。つまり、中国は潜在的、かつ巨大な未開発の市場である。特に戦後の中国は、工業、農業、鉄道と道路建設などにおいて、アメリカ商品の最大の市場となり、あらゆる面でアメリカの技術援助を必要とするだろうという理由から、海外市場を拡大することによって、戦地から帰国した兵士たちの、国内での就職問題を解決することができるかと彼は予想した。

第四に、米国の安全保障の面から、排華法の撤廃によって、こうした米中間の潜在的な危機を解消し、米中関係を改善していくことができること。戦後世界の再構築の中で、「独立した、強力かつ民主的な中国」がアジアに出現し、米国と協力すれば、世界の安全と人類の平和を保持していくことができることから、アメリカの安全保障や世界平和の維持のため

には、中国人に対する人種差別法を撤廃しなければならないということである。

ここでもう一つ注意すべきことは、日本人移民問題に対するジャッドの考え方である。前述したように、就任直後、東洋文化を理解し、アジア系移民に対する人種差別法を撤廃する、という立場を連邦議会の公聴会や議会などの演説の中で、ジャッドは表明している。ここでも、ジャッドは、日本を戦争へとかりたてた主な原因の一つが、一九二四年のアジア系移民差別法にあると再度指摘した。ところが、公聴会では、ジャッドは、日本人移民に対する差別法の撤廃に反対した。

「本来なら、一九二四年の移民法に基づき、日本人移民に割り当てを与えなければならぬ」と、ジャッドは述べながら、「だが、我々は彼らと今戦争をしているのだ。」従って、「人種的な要因ではなく、日本の侵略行為」のため、「日本人移民を排除すべきである」と、ジャッドは主張し、将来日本が信頼しうる民主主義の国になれば、「アメリカの社会と溶け合うことができる」と、彼はさらに説明した。⁽¹⁶⁾

以上の議論をまとめてみると、いずれにしろ、ジャッドにとって、中国の存在は、米国の戦争の勝利と密接に繋がるものであった。「中国が存在しなかったら、我々はこの戦争に勝つことは不可能であろう」と、ジャッドは繰り返し、「平和の再建や維持のため、是が非でも中国は必要だ」と、彼は公聴会で常に主張した。⁽¹⁷⁾ ジャッドにとって、単に戦争のためではなく、戦後世界秩序の再構築においても、中国は必ずなくてはならない存在であった。そのため、ジャッドは、ここで中国に対する「精神援助」の必要性をさらに強調した。

「戦争が始まってから、我らは彼らに五億ドルの戦時物資を貸与した。それによって、彼らの士気が鼓舞されたのである。去年中国の独立記念日に、我らは彼らにもう一つの『贈り物』、つまり、不平等条約を廃止する意向を彼らに伝えた。中国政府は非常に喜んで、中国人の士気はいっそう高揚された。冬から最近の六ヶ月の間に、我々は彼らに十分な物資援助を提供することができなかった。従って、この提案は、最高の代替物である。我らはいまだに彼らに十分な援助を提供することができない。しかし、議会の法律の改正によって、我々が心から彼らを援助する意志を表明

することができるのである。⁽¹⁸⁾」

ここで、ジャッドは米国政府の中国への「十分な援助」を提供することができないことを指摘しながら、頑強にも侵略者と戦う同盟国中国に対して、「慚愧の念」を表した。そのため、ジャッドは、連邦議会が排華法を撤廃し、中国人移民に平等な地位を与える、という対中「精神援助」を積極的に提唱した。しかし、ジャッドの人種観は、本当に「中国人に平等を与える」ことを目指していたのだろうか。公聴会で、日本の「人種戦争」のプロパガンダの弊害について、ジャッドは雄弁に論じ、米中間の「潜在的危機」を解消するために、中国人移民に対する差別法を撤廃しなければならぬと強調した。つまり、こうした「人種間の障害」を取り除けば、日本が「人種戦争」を理由に唱えてきた「アジア人のアジア」というスローガンを沈黙させることが可能であり、白人と有色人種の間には、戦争が起こらないだろうと、ジャッドは堅く信じていた。

「我らがこの法律を実施すれば、人種戦争は絶対に起こらないだろう。もし今の戦争が人種戦争であれば、中国はきっと日本と協力し、我々と戦うことになるだろう。もし我々が、有色人種の中で最大、最強の中国人を味方につければ、白人との間に戦争は決して起こらないだろう。⁽¹⁹⁾」

このように、戦後自国の優位性を維持するために、ジャッドは、米国が世界中で最大の有色人種である中国との友好関係をもつ重要性を力説し、人種差別の克服、さらに人種関係の改善という点から、中国人に対する不公正な待遇を改正すべきであることを提唱したのである。

「近年来、中国人は、忠誠心をもって、我々と共に戦っている。中国は我らの最も友好、かつ忠実な同盟国の一つである。しかし、我々はいつまでも彼らを汚辱しながら、財政、あるいは軍事援助を提供している。それはいくら豊富でも、彼らとの友好関係を求めることができない。将来においても、我々はその悲惨な結果を回避することができないのである。⁽²⁰⁾」

こうして、「最も友好、かつ忠実な同盟国」である中国の協力を得るために、六〇年以上続いた排華法を撤廃することが、「戦争に勝つ」ことにとっては不可欠であり、また世界平和、特に戦後国際政治において米国の主導権を保持するためにも肝要であると、ジャッドは主張し、排華法撤廃という対中「精神援助」の重要性を再三強調したのである。⁽²¹⁾

それにもかかわらず、公聴会では、排華法の撤廃に公然と反対する者が存在し、九名にのぼった。反対論者の中で、最も集中した論点は、中国人に渡米権を与えることによって、米国の労働市場に害をもたらすということであった。米国機械労働者連合 (United American Mechanics)、米国「愛国者」連合 (American Coalition)、米国労働者総同盟 (American Federation of Labor) などの労働者組合及び「愛国者」組織の代表らは、人種主義の立場から、中国人のアメリカ社会への「同化不能」、また労働市場における彼らの「脅威」を主張し、中国人の受け入れに反対した。⁽²²⁾ アメリカ在郷軍人会 (Veterans of Foreign Wars) の代表も、戦争終結後、数万人の兵士の帰国後の就職問題を考慮し、経済的な要因から、「移民法の変更は望ましくない」とする立場を表明した。⁽²³⁾

反対者の議論にもかかわらず、公聴会では、圧倒的に排華法の撤廃に傾いた。その結果、連邦議会では、排華法の撤廃、割当制に基づく中国人の渡米権と市民権の賦与の三点をめぐる論争が開始された。

第三節 ジャッドと連邦議会

議会の公聴会が行われたと同時に、五月二七日、イリノイ州選出のノア・メイソン議員 (Noah M. Mason) は「中国に平等を与えるよう」、中国人移民に対する差別法を撤廃することを議会に要請した。⁽¹⁾ 六月二日、ケネディ議員は引き続き、排華法の撤廃、中国人移民の渡米権と市民権の賦与を議会で主張した。⁽²⁾ 翌日、ネブラスカ州選出のカール・カーティス議員 (Carl T. Curtis) は、戦争遂行のため、排華法撤廃の重要性を唱えた。⁽³⁾ こうした議会の動きをみて、公聴会の終了から四日後の六月七日、南部テキサス州選出のエド・ゴセット議員は、排華法の撤廃を中心とした法案を議会に提出した。そ

の中では、連邦議会が排華法を撤廃し、国籍を問わず、人種に基づく割当制を基礎に中国人移民に渡米権を与え、さらに彼らの市民権を認めることが要求された。過半数の議員らは中国人移民に対する差別法の撤廃に賛成したが、中国人移民の渡米人数を、国籍別の割当制をとっていた一九二四年移民法に限定するか否かが争点となり、その結果、ゴセット法案は否決された。⁽⁴⁾

六月七日、エモリ・フォブッシュ (Emory Forbush) は、『エディトリアル・リサーチ・レポート』誌 (Editorial Research Reports) に「アジア系移民の排斥」 (Oriental Exclusion) と題した記事を出した。彼は、連邦議会公聴会の動向をアメリカ社会に伝え、人種、宗教上の信仰、皮膚の色を問わずに、中国人移民に対する差別法を廃止せよと提唱した。⁽⁵⁾ 二日後の『ミネアポリス・トリビューン』紙 (Minneapolis Tribune) には、「恥辱」と題とした論説を掲載した。その中で、以下のように述べている。

「中国が勇壮な同盟国として我々と共に戦っている今日ですら、我々は頑強に差別という古い論拠に執着している。枢軸国の暴政に抗する戦争において、中国人は数百万人の戦死者をもって応えるには適しているが、法律が示唆するように、合衆国の中国人はアメリカ市民となるには適しておらず、市民権を賦与されないのである。我々は、公に彼らを人種的に劣ると認めている。」⁽⁶⁾

ここでは、同盟国である中国人に対する人種差別法の実施という「恥辱」を非難する一方、アメリカ人が「中国人の勤勉さ、知性、愛国心と忠誠心を尊敬」する意を示し、七月七日、中国人と侵略者である日本との戦いが七年目を迎えるに際して、米政府がその「恥辱」を一掃し、排華法の撤廃—この「素晴らしい贈り物」を中国に捧げるようにと、世論に呼びかけた。

こうした世論の高揚を踏まえて、一日、ジャッドは、「中国人移民が、他の同盟国と同じ割り当てで渡米権を有することに賛成する」という国内の世論の動向を連邦議会に伝え、排華法の撤廃を要請した。⁽⁷⁾

前に触れたように、一八八二年の排華法は、ほとんど西部諸州が主導して作られたものであった。その際、西部諸州の議員らは、連邦議会でのような姿勢で中国人移民問題に対処したのだろうか。ジャッドの演説を聞いた同日、カリフォルニア州選出のトマス・フォード議員 (Thomas F. Ford) は、中国人移民問題について次のように述べている。

「中国人は偉大なる民族である。彼らは人類の文明を築き上げた。それらの文化的成果は我が西洋文明にも巨大な利益をもたらした。(中略)彼らは非常に誠実な人間である。これまであらゆる場面で、彼らが忠誠心のある人間であることを証明してくれた。あらゆる意味で、彼らは素晴らしい市民である。ここで生まれた市民権を持つ二世らは、誠実な人間であり、礼儀正しく、かつ深い愛国心を持つアメリカ市民である。」⁽⁸⁾

一九世紀後半、カリフォルニア州を中心とした西部諸州で起こった中国人移民排斥運動の際に、中国人移民の「人種的劣等」とアメリカ社会への「同化不能」が大いに強調された。それと対照的に、ここで、トマス・フォード議員は、中国文明の「偉大さ」、および中国人移民の「忠誠心」を賛美し、「重大な過失である中国人移民に対する差別法を即時撤廃し、他の国々と平等な待遇を与え、彼らを我々のアメリカの政治共同体に受け入れるように」連邦議会に強く要請した。⁽⁹⁾

ところが、同じ西部出身の議員ーオレゴン州選出のルーファス・ホルマン議員 (Rufus C. Holman) は、「戦争中、我が政府は、永住の目的を持つあらゆる外国人の入国を阻止すべきである」と主張し、中国人移民に対する移民制限法の緩和に反対した。⁽¹⁰⁾ また、アイダホ州選出のコンプトン・ホワイト議員 (Compton I. White) も、「中国人移民排斥法は、我がアメリカ人の生活様式、特に我が太平洋沿岸諸州の人民の福祉利益を保護する最高の防壁である」と主張し、「我が国の大門を中国人移民に開くことは不可能である」と、排華法の撤廃に強く反対した。さらに南部フロリダ州選出のレックス・グリーン議員 (Lex Green) も、中国人移民に対する法律の修正が「東洋人に門戸を開く第一段階となりうる」として、アジア系移民の「脅威」を恐れ、移民法の改正に反対した。⁽¹¹⁾

それを受け、七月二日、ジャッドは、連邦議会において排華法撤廃の必要性を強く主張した。従来のアメリカ国内の世

論や公聴会の証言をみると、アメリカ人が主体となって、中国人移民に対する人種差別法の撤廃を要求する傾向が強かった。しかし、今回は、中国人も排華法の撤廃を強く要請しているということを、ジャッドは重視し、そのことを連邦議会に伝えた。それはジャッドにとって、重要なことである。中国側の反応について、ジャッドは以下のように述べている。

「これらの問題について、中国側の要求がほとんどみられなかった。つまり、今まで中国人の要求というより、むしろアメリカ人の要求が強いと思われてきた。その基本的な要因は、中国人の自尊心が大変強いところにあると考えられる。彼らは五千年の文明を有し、そして六年の間に全く援助を受けられず、戦い続けているのである。しかし、もちろん彼らは、議会の法律の改正が必ず日本のプロパガンダを破棄し、中国人の士気を鼓舞することができると強く感じている。⁽¹²⁾」

ジャッドは議会で重慶にある中国基督教委員会会長 (W. Y. Chen) からの電報を読み上げ、中国人の願望を連邦議会に伝えた。その電報の中には、次のように記されている。

「我々は、移民法の改正が、必ず中国と米国の伝統的な友好関係をいっそう深めることを信じています。また国際関係にも予想以上の巨大な影響を及ぼすと思っています。⁽¹³⁾」

さらに七月七日、中国抗日戦争の七年記念日を迎え、ジャッドは、中国人の英雄精神を称賛し、彼らの英雄行為に対する精神的援助、その「贈り物」として、排華法を即時撤廃することを議会で再度提唱した。⁽¹⁴⁾ このように、ジャッドは公聴会または連邦議会で、排華法の撤廃を主張しつつ、中国側の「スポークスマン」として、議会でも中国の声を如実に伝えるように努めた。

一方、市民撤廃委員会は、世論を再度喚起し、排華法の撤廃にも努めた。ラスカは、「移民の狭き門…合衆国における中国人排斥」(Come in But Close The Door behind You: Chinese Exclusion in the United States) とする題で、『パシフィック・アフエアーズ』誌 (Pacific Affairs) に寄稿した。その中で、中国人移民に対する差別法を糾弾し、中国人に平

等を与えるように主張した。また、彼は、「我らの恥辱—彼らの恥辱ではない」(Our Humiliation—Not Theirs)という題で、中国人移民に対する差別法、こうした「アメリカ人の恥辱」を直ちに一掃せよ、とアメリカ社会に呼びかけた⁽¹⁵⁾。そして、市民撤廃委員会は、一〇月一〇日の中国独立記念日の到来という好機を生かし、中国人移民問題をアピールすることを計画した。

一〇月六日、ウォルシュは、連邦上下両院のあらゆる議員に電報を送った。その中では、一〇月一〇日の中国独立記念日を契機に排華法を撤廃するという形で「祝典を行う」ことが唱えられていた⁽¹⁶⁾。その結果、翌日、下院でマグヌソン提案が激しく討論された。ミシガン州選出共和党のジョン・ベネット議員 (John B. Bennett) はその提案に猛烈に反発した。四日後の一一日、ベネット議員は、連邦議会に反対論者の少数意見書を提出し、排華法撤廃に反対する意をよりいっそう強く示した⁽¹⁷⁾。当日、ローズヴェルト大統領は、排華法を即時撤廃する、という方針を連邦議会へ届け、中国人移民に対する「不公正」を非難し、「日本によって歪曲されたプロパガンダを沈黙させる」ため、排華法撤廃の重要性を、連邦議会で唱えた⁽¹⁸⁾。

これを受け、一〇月二〇日、連邦議会では、活発な議論が行われた。ベネット議員は、「六〇年以上存続した移民政策の合理性」を強調しながら、戦時中の移民政策の改正という「盲目的行為」が不都合であり、こうした移民政策の変更を「複雑な戦後問題の一つとして取り扱うべきである」と訴えた。彼の主な主張は、以下の二点である。第一に、一九二四年の移民帰化法の割当制に基づき、中国人移民に対して、ヨーロッパの国々と全く同じ平等な待遇を与えられないので、戦時中の移民法改正の必要性が全くない。第二に、中国人移民に限定した差別法の廃止は、日本のプロパガンダを沈黙させることに何の効果もなく、逆に、アジア系移民の中で中国人移民の優越性を示すこととなる⁽¹⁹⁾。その結果、連邦議会では、対象を中国人移民に限定し、中国人移民を一九二四年移民法の割当制に基づいて受け入れるか否かが重要な争点となった。

周知のように、アジア系移民差別法と呼ばれた一九二四年の移民制限法は、割当制に基づき、ヨーロッパ諸国からの移

民を制限する一方、あらゆるアジア系移民に対して制限するものでもあった。しかし、それがもともと西・北欧系の移民を優先し、人口比を基準とした国別割当制を採用したものであるため、アジア系移民は、その枠に入れられておらず、事実上、移住を拒絶された⁽²⁰⁾。もしその割当制に基づくとするならば、イギリスからの移民の受け入れ枠が年間六万五千人余りであるのに対して、中国系の移民の年間受け入れ枠は、わずか一〇五名にしかならない。さらに、ヨーロッパ系移民は、自国以外の第三国から米国に入学する場合には、その受け入れ枠に入らず、自由に移民ができるのに対して、中国系移民の場合には、中国にしろ、イギリス植民地である香港やシンガポールにしろ、出身地を問わず、合わせて年間の受け入れ枠は、わずか一〇五名にすぎないのである。そのため、ベネット議員は、「この法律では、実際に、中国人に公正、かつ平等な待遇を与えられない」ことを理由に、「我が兵士が戦場から帰国するまで、移民法の過激な変更を避ける」ことを主張し、「こころしたややくしく、かつ複雑な移民問題は戦後に処理すべきだ」とマグヌソン法案に強く反対した⁽²¹⁾。ミズーリ州選出の民主党議員ウィリアム・エルマー (William P. Elmer) も、「今、他のアジア諸国よりも上に中国を持ち上げることが、彼らに対する差別であり、今後の論争の基盤を築くことになる」と主張し、ベネット議員とほぼ同じ趣旨の意見を述べた⁽²²⁾。

ここで、連邦議会での反対論者の主張を整理すると、以下の三点になる。第一に、戦時中の移民政策の変更は必要性がない。少なくとも、アメリカの兵士が戦場から帰国した後に、移民政策の修正の必要性があるか否か、を再検討すべきである。第二に、単に中国人移民のみに対する差別法の廃止は、中国人のみを優遇することになり、他のアジアの人々の権利を否認し、彼らの感情を傷つけることとなる。第三に、一九二四年移民法による国別の割当制に基づく中国人移民への割り当ては、むしろ一つの「象徴的なもの」である。そのため、こころした「形をとりつくりただけの法律」は、中国人に他の国々と平等な地位を与えることができず、全く改正する必要性がない⁽²³⁾。

それと対照的に、ジャッドは、ベネット議員らの主張を非難し、排華法撤廃の「真の意味」を次のように述べている。

「一〇五名受け入れ枠ということは、決して重要ではない。最も重要なのは、現存の法律によって、彼らが肌の色に基づいて排除されているという事実だ。(中略)この法律は生物的な劣等性という汚名を取り除くであろう。たとえ中国人移民に年間二名の受け入れ枠を与えても、この効果がある。この法律の改正によって、彼らを劣等な人種としてではなく、同等な人種として処遇することが始まるであろう。それは公正である。それは、我々が彼らの立場にあれば、欲するものであるように、彼らが欲するものなのである。」⁽²⁴⁾

換言すれば、ジャッドにとって、中国人移民に年間一〇五名の受け入れ枠を与える、つまり中国人に「平等な待遇を与える」という「象徴的な行為」は、米国の戦時戦略や戦後国際秩序の再構築にとって、極めて重要な意味をもっている。

「これは武器や食料よりも重要だ」と、ジャッドは答弁しながら、「戦車、飛行機、さらに食料用品は重要であるが、それより最も重要なのは、それらを使用している人々の精神的世界である。自由に対する希望がなければ、彼らはどんな武器を使用しても、戦うことが不可能であろう」⁽²⁵⁾。そのために、ジャッドは、「中国に平等を与える」という「精神援助」の必要性を唱え、「中国の全力の協力がなければ、我々は戦争に勝つことが不可能であろう」とさらに次のように強調した。

「彼らへの軍事援助が少なければ少ないほど、この極めて困難な時期の精神援助がよりいっそう重要なものとなる。考へ得る最も劇的で有効なことは、中国人を他の同盟国と同様の割当制に基づいて処遇し、それによって今から彼らを同等に扱うことである。それはつまらない行動のように思われるかもしれないが、実際彼らにとっては極めて重要な意味をもつのである。」⁽²⁶⁾

特に、ここで、ジャッドは、「戦後政治や経済利益にとっても、こうした移民法の改正は不可欠である」と主張し、中国はアメリカがアジアにおいて平和で、安定した秩序を築き、維持する上で友好的、かつ協力的なパートナーであると論じ、排華法撤廃の必要性を度々強調した。⁽²⁷⁾メイスン議員やゴセット議員らも、「我々が中国を助け、強力な中国を築くことは、現在と将来において、我々の利益となるであろう」という排華法撤廃の重要性を論じ、ジャッドの意見を支持した。⁽²⁸⁾マグ

ヌソン議員も、ジャッドと同じように、戦後国際政治における中国の役割を訴え、排華法撤廃の重要な政治的意味を次のように説明した。

「この法案は現在の戦争を大きく上回る価値がある。戦後世界における我々の外交方針を明らかにするならば、我々は自ら提唱した民主主義を実現するために、また、アジアにおける、我々の民主主義のために、強力な同盟国を必要とするであろう。中国のような民主主義的なアジアの国家の明確なリーダーシップがなければ、また我々の援助がなければ、日本のような破壊的な帝国が台頭し、現在あるような矮小な帝国を築くであろう。」⁽²⁹⁾

さらに、カリフォルニア州選出のチーフ・ホリフィールド議員 (Chief Holifield) は、「中国はアジアの民主主義の希望の星である」と賞賛し、「白色人種の運命は、以下のことに依拠している。つまり、中国への待遇、中国の国家としての尊厳を認めること、彼らの民主主義のための闘争を心から支援することである」と論じ、ジャッドの主張を支えた。⁽³⁰⁾ 結果として、中国人移民に限定し、排華法の撤廃問題について、連邦議会では、様々な議論が進められた。ジャッドを中心とした賛成論者らは、戦時と戦後の中国の重要性を再三強調し、結局、議会で過半数の賛成を得るに至った。それによって翌日、下院はマグヌソン法案を可決した。その中では、排華法の撤廃、中国人移民の年間一〇五名の渡米権と市民権の賦与が認められた。十一月二日、マグヌソン法案は、上院でも容易に可決され、十二月一七日、ローズヴェルト大統領の署名に至った。

おわりに

一九四三年は、近代中国の対外関係において、また太平洋戦争期におけるアメリカの対中政策、ひいては対アジア政策においても、極めて重要な意味を持っている。一月の不平等条約の廃止をはじめとし、一〇月の議会での排華法撤廃の可決、さらに一二月のカイロ宣言を経て、中国は、国際政治舞台において、重要な「大国」の一つとして注目された。そこ

で、一九四三年に行われた排華法の撤廃運動は、アメリカの対中政策の転換にとって、重要な意味を示している。すなわち、この時期において、中国人に対する人種差別法を廃止することによって、中国の国際的地位を引き上げようとする米国の対中「精神援助」政策は、頂点に達したといえよう。こうした中国への精神的バックアップは、米国の対中政策、特に「中国大国化」政策の一環として明確に刻印されたと考えられる。戦時世論の親中の傾向、特に蔣夫人の親善訪米を契機とした世論の親中熱は、米国の対中政策に大きなインパクトを与え、中米同盟の関係をいっそう強化したものとみられる。

だが、実際には米国の物資上の援助が限られているため、排華法の撤廃という精神的配慮は、中米同盟の関係を緊密化する「唯一の代替物」として現れ、世論の高揚によってさらに明確化された。一方、戦後国際政治の再構築におけるヘゲモニーを狙っていた米国にとっては、自国の道義的な優位性を示すためにも、人種関係の改善、人種差別の克服を行わざるをえない局面に遭遇していたのである。

このように、中国人移民に対する差別法の撤廃過程をみれば、排華法の撤廃は、アメリカ国内の人種関係の改善のためというよりも、むしろ外交・軍事的配慮が優先されたものである、という妥協的性格が強く残ったことは明白である。一九二四年移民法の割当制に基づく中国人移民の年間一〇五名の受け入れ、という「象徴的な姿勢」は、太平洋戦争期における人種差別法撤廃の限界、という側面を反映したと言えよう。

一方、西欧や北欧系移民に有利であった国別割当制自体の廃止運動は、戦後、特に一九六〇年代の公民権運動の高揚によって、再び展開されることとなった。さらに、その運動の推進によって制定された一九六五年の移民法は、米国の移民史、とりわけアジア系移民の歴史において、画期的な意味を持ち、重要な里程標となった。

それにもかかわらず、排華法の撤廃は、ジャッドの政治生涯にとって最初の成果であり、かつ主な勝利の一つであったと思われる。彼のこうしたロビイスト活動は、排華法の撤廃運動を推進した主要要素の一つとなり、それによって、戦時

米国の対中援助、具体的にいえば、対中精神援助を実現することが可能となったのである。このように、太平洋戦争の勃発を契機に、親中国派の知識人、さらにウォルター・ジャッドという親中国派のロビイストらの推進活動によって、一八八二年以来存続してきた排華法に終止符が打たれたのである。そして、「独立した、強力かつ民主的な中国」の出現を期待する親蔣派のジャッドは、のちに共和党の実力者となり、その後も米国の対中政策の展開を推進しつつ、米国の戦後アジア政策の転換に引き続き重要な役割を果たしていくのである。

注

はじめに

(1) 細谷千博・本間長間・入江昭など編『太平洋戦争』(東京大学出版会、一九九三年)。太平洋戦争期のアメリカのアジア政策については、今まで日米関係を中心に研究されてきた。例えば、入江昭『日米戦争』(中央公論社、昭和五三年)、『太平洋戦争の起源』(篠原初枝訳、東京大学出版会、一九九三年)、及び Iriye Akira, *Power and Culture: The Japanese-American War, 1941-1945* (Harvard University Press, 1981)。

太平洋戦争期の米中関係については、Herbert Feis, *The China Tangle: The American Effort from Pearl Harbor to the Marshall Mission* (Princeton University Press, 1953); Michael Schaller, *The U.S. Crusade in China, 1938-1945* (Columbia University Press,

1979) をみる。日本人研究者による戦時中の米中関係についての研究では、最近の研究として、小堀訓男「第二次大戦時における米国の対中政策転換の研究」『中国関係論説資料』一九九四年第四冊、一―六四頁、および湯浅成大「第二次大戦末期 F・D・ルーズベルトの対中国政策の再検討」『アメリカ研究』第二一号(一九八七年)がある。それらの論述は主に戦争期の政治、軍事と戦略の変化を中心に行われてきた。

(2) 詳しくは John Dower, *War without Mercy: Race and Power in the Pacific War* (New York, 1986) をみる。その他には Christopher Thorne, *Allied of A Kind: The United States, Britain, and the War against Japan, 1941-1945* (New York, 1978); and *Racial Aspect of the Far Eastern War of 1941-1945* (London, 1982) を参照。

- (3) 中国人移民排斥運動について、詳しくは、Mary Roberts Coolidge, *Chinese Immigration* (New York, 1909); Alexander Saxton, *The Indispensable Enemy: Labor and the Anti-Chinese Movement in California* (Berkeley, 1971); Stuart C. Miller, *The Unwelcome Immigrant: The American Image of the Chinese, 1785-1882* (Berkeley, 1969) を見る。
- (4) Fred W. Riggs, *Pressures on Congress: A Study of the Repeal of the Chinese Exclusion* (New York, 1950).
- (5) 日本人研究者による中国人移民研究では、最近の研究として、油井大三郎「一九世紀後半のサンフランシスコ社会と中国人排斥運動」『世紀転換期の世界：帝国主義支配の重層構造』（未来社、一九八九年）および貴堂嘉之「『帰化不能外人』の創造：一八八二年排華移民法制定過程」『アメリカ研究』（第二九巻、一九九五年）がある。
- (6) 油井大三郎「第二次世界大戦とアジア系移民差別法の廃止過程」『日米関係におけるエスニシティの要素』（総合研究開発機構、一九九四年）、および「米国における『国民』統合とアジア系移民」『国民国家を問う』（歴史学研究会編、青木書店、一九九四年）と Daizaburo Yui, "From Exclusion to Integration: Asian Americans' Experiences in World War II"; and "From Exclusion to Integration: Search for Postwar Hegemony and Repeal of the Oriental Exclusion Acts," *Hitotsubashi Journal of Social*

Science, Vol.24, No.2, December 1992; and Vol.25, No.2, December 1993.

第一章 第二次世界大戦期のアメリカ社会と中国

第一節

- (1) U.S. House of Representatives, *Hearings before the Committee on Immigration and Naturalization, Repeal of the Chinese Exclusion Acts*, 78th Congress, 1st Session, May and June, 1943, pp.147-148. (以下 House Hearings, 1943 と略称する。)
- (2) U.S. Congress, Senate, Committee on Foreign Relations, *Hearings, Neutrality, Peace Legislation, And Our Foreign Policy*, 76th Congress, 1st Session, 1939, pp.295. (以下 Senate Hearings, 1939 と略称する。)
- (3) "GOP Keynoter Judd: An Expert on Asian Policy," *Congressional Quarterly*, Vol. XVIII, Part 2, July 15, 1960, 1266.
- (4) 従来ウォルター・ジャッドに関する研究は、ほとんど太平洋戦争末期の活動を中心に行われた。その具体的な研究については、Lee Edwards, *Missionary for Freedom: The Life and Times of Walter Judd* (New York, 1990); and Floyd R. Goodno, *Walter H. Judd: Spokesman of China in the United States House of Representatives*, Unpublished Ed.D. Dissertation, Oklahoma State University, 1970 がある。日本人研究者による研究では、加藤

公一の「アジア太平洋戦争末期の中国論争：『大国化』構想の空洞化とアメリカ知識人」『アメリカ史研究』（一九九五年）がある。

- (15) John W. Masland, "Missionary Influence upon American Far Eastern Policy," *Pacific Historical Review*, Vol. X, September, 1941, 293.
- (16) *The New York Times*, December 12, 1937.
- (17) John W. Masland, *op. cit.* 295.
- (18) U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Foreign Affairs, *Hearings, American Neutrality Policy*, 76th Cong., 1st Sess., 1939, pp. 332-54. (以下 House Hearings, 1939 と略称する。)
- (19) *Ibid.*, pp. 333.
- (20) *Ibid.*, pp. 347-352.
- (21) *Ibid.*, pp. 337.
- (22) *Ibid.*, pp. 332.
- (23) *Senate Hearings*, 1939, pp. 295-320.
- (24) *Ibid.*, pp. 295-296.
- (25) 細谷千博編『日米関係通史』（東京大学出版会、一九九五年）一三五頁。
- (26) Herbert Feis, *The Road to Pearl Harbor* (Princeton, 1950) p. 102.
- (27) 註しへせ、Floyd R. Goodno, Walter H. Judd: Spokesman of China in the United States House of

Representatives, Unpublished Ed.D. Dissertation, Oklahoma State University, 1970 をみる。

(28) *Minneapolis Tribune*, September 10, 1942.

第二節

- (1) 一八八二年五月六日、連邦議会は中国人移民排斥法を可決し、その後もいくつかの中国人移民に対する差別法を制定した。本稿ではこれらの差別法をすべて排華法と総称する。具体的には以下に列挙する。
 - (a) 一八八二年五月六日、中国人移民排斥法、つまり中国人労働者、熟練非熟練を問わず、今後一〇年間の米国の入国を禁止するもの。
 - (b) 一八八四年七月五日、在米中国人の出国者の再入国を禁止するもの。
 - (c) 一八八八年一〇月一日、スコット法 (Scott Act)、一時的な出国者に対して再入国を禁止するもの。
 - (d) 一八九二年五月五日、ゲリー法 (Geary Act)、中国人移民の渡米を禁止した一八八二年の差別法を一〇年間延長したもの。
 - (e) 一八九三年一月三日、ゲリー修正案、中国人移民市民権を与えないもの。
 - (f) 一八九八年七月七日、中国人のハワイへの入国を禁止するもの。
 - (g) 一八九八年八月二六日、中国人のフィリピンへの入国及びフィリピンから米国本土への転航を禁止するもの。

- の。
- (h) 一九〇〇年四月三〇日、ハワイに在住の中国人移民の米国本土への転航を禁止するもの。
- (i) 一九〇二年四月二十九日、ゲートリー法を一〇年間延長し、外交官以外の全ての中国人に対して入国を制限するもの。また米国国内、領内、管轄内の地域およびコロンビア地域への移民について制限を加えるもの。
- (j) 一九〇四年四月二七日、包括的な中国人移民排斥法、つまり既存の中国人移民排斥法が全て永遠に有効となり、また米国のあらゆる島嶼や領有地にも適用とするもの。
- (2) 戦争期の米中関係について、詳しくは、Arther N. Young, *China and the Helping Hand, 1937-1945* (Harvard University Press, 1963) と Michael Schaller, *The U.S. Crusade in China, 1938-1945* をみる。
- (3) ここで引用した数字は、一九四一—一九四六年にわたる米国の対中物資援助の統計である。太平洋戦争期の米国の対中物資援助について、詳しくは、任東来「評美国对华军事『租借』援助」、中美関係史編集委員会主編『中美関係史論文集』(重慶出版社、一九八八年)第二卷、三二六—三五三頁をみる。
- (4) *The New York Times*, December 9, 1941.
- (5) *Ibid.*, April 23, 1942.
- (6) Charles Nelson Spinks, "Repeal Chinese Exclusion,"

- Asia and the Americas*, February 1942, 92.
- (7) *Ibid.*, 94.
- (8) "Exclusion and Extraterritoriality," *Contemporary China*, Vol.I, No.26, May 18, 1942.
- (9) "This Is No Racial War," *ibid.*, Vol.II, No.6, August 10, 1942.
- (10) Pearl S. Buck, *American Unity and Asia* (New York, 1942), p.25.
- (11) *Column Review*, October 1942, 57.
- (12) Pearl S. Buck, *What America Means to Me*, (New York, 1942), p.27.
- (13) Pearl S. Buck, *ibid.*, p.35. *Asia and Democracy* (London, 1943), p.33-34.
- (14) Fred W. Riggs, *op.cit.*, p.52.
- (15) Richard J. Walsh, "Our Great Wall Against the Chinese," *The New Republic*, November 23, 1942, 671-672.
- (16) *The New York Times*, February 18, 1943.
- (17) *Washington Post*, February 18, 1943.
- (18) *New York Herald Tribune*, February 18, 1943.
- (19) *The New York Times*, February 19, 1943. と「蔣夫人在美衆議院發表演講講詞」一九四三年二月二八日、中国国民党中央委員会党史委員会編(秦孝儀主編)『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期』第三編、戦時外交(台北、一

九八一年)第一巻、七九七—八〇〇頁。

- (20) *The New York Times*, February 19, 1943. と「在米国参議院演説」一九四三年二月一日、蔣夫人言論匯編編輯委員会編『蔣夫人言論匯編』(台北、一九五六年)第二巻、八七—八八頁。

(21) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 1, A819. 46c。

(22) *Ibid.*, Vol.89. Part 9, A2124.

(23) *The New York Times*, March 3, 1943. と『蔣夫人言論匯編』前掲、九二—一〇〇頁。

(24) 『蔣夫人言論匯編』前掲、九二—一〇〇頁。

(25) *The New York Times*, March 2, 1943. と『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』前掲、八〇三—八〇四頁。

(26) 『蔣夫人言論匯編』前掲、九〇—九一頁。

(27) *Age Herald Birmingham*, Alabama, March 9, 1943, U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 9, A1144. 46c。

(28) 蔣夫人のウェズリー大学での演説については、『蔣夫人言論匯編』前掲、一〇一—一〇三頁をみる。シカゴ、サンフランシスコとロサンゼルスでの演説については、『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』前掲、八一—八一七頁、八一八—八二二頁と八二二—八三二頁を参照。

第二章 ジャッドと排華法の撤廃

第一節

(1) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 9, A634.

(2) *Ibid.*, A1136.

(3) *Ibid.*

(4) *Ibid.*, Vol.89, Part 1, p.1342.

(5) *Ibid.*, p.1343.

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*, p.1342-43.

(8) *Ibid.*, p.1344-45.

(9) *Ibid.*, p.1373.

(10) Fred W. Riggs, *op.cit.*, p.52.

(11) *Ibid.*, p.53-54.

(12) 孔祥熙が拒絶されたことについて、詳しくは、周谷「孔祥熙費起鶴赴美求学拒入境経過」『伝記文学』四七巻、第六期(一九八五年)、七二—七九頁、また張建華「從伯林到銘賢—兼及孔祥熙早年与美国教会的關係」『近代史研究』第八五巻、第一期(一九九五年)、一九二—二二三頁をみる。黄賢強「孫中山与一九〇五年抵制美貨運動」シンガポール国立大学中文系学術論文、第一二七種、一九九六年より。

(13) 顧維鈞『顧維鈞回憶録』(中国社会科学院近代史研究所訳)第五巻(北京:中華書局、一九八七年)、一八九—一九〇頁。

(14) Memorandum of Conversation by the Adviser on Political Relations (Stanley K. Hornbeck), March 10, U.

- S. Department of State, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States*, 1943 (China), pp.769-770.
- (15) Memorandum of Conversation by the Assistant Secretary of State (Mr. Long), May 13, *ibid.*, pp.770-71.
- (16) コヤットは、六月七日と十四日に、議会で二回排華法撤廃の提案をした。マグヌソンも三月二十六日と六月二十九日に議会で二回排華法の撤廃を提案した。
- (17) Fred W. Riggs, *op.cit.*, p.117.
- (18) Tso-chien Shen, *What Chinese Exclusion Really Means* (New York, 1942).
- (19) Report to Members, August 15, 1943, Records of Citizens Committee to Repeal Chinese Exclusion and Place Immigration on A Quota Basis, New York Public Library.

(20) *Ibid.*

第二節

- (1) House *Hearings*, 1943, pp.10.
- (2) *Ibid.*, pp.3.
- (3) *Ibid.*, pp.12.
- (4) Charles Gorden, "Our Wall of Exclusion against China," *Lawyers Guide Review*, Vol.III, May-June, 1943, No.3, 7-19.
- (5) 註1-5は House *Hearings*, 1943 のこと。
- (6) *Ibid.*, pp.78-86.

- (7) *Ibid.*, pp.203-204.
- (8) *Ibid.*, pp.13-14.
- (9) *Ibid.*, pp.68-78.
- (10) *Ibid.*, pp.248-51.
- (11) *Ibid.*, pp.227-233.
- (12) *Ibid.*, pp.142-168.
- (13) *Ibid.*, pp.142.
- (14) *Ibid.*, pp.143.
- (15) *Ibid.*, pp.146-147.
- (16) *Ibid.*, pp.148, 165.
- (17) *Ibid.*, pp.143, 153-154.
- (18) *Ibid.*, pp.160.
- (19) *Ibid.*, pp.151.
- (20) *Ibid.*, pp.151.
- (21) *Ibid.*, pp.169.
- (22) *Ibid.*, pp.50, 100-107, 108-116, 178-184.
- (23) *Ibid.*, pp.175-177.

第三節

- (1) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 10. A2649-50.
- (2) *Ibid.*, A2760.
- (3) *Ibid.*, A2778-79.
- (4) *Ibid.*, A2850-51.
- (5) Emory Forbush, "Oriental Exclusion," *Editorial*

- Research Reports*, June 7, Vol.I, No.21, 1943, 359-362.
- (6) *Minneapolis Tribune*, June 9, 1943.
 - (7) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 10, A2927-28.
 - (8) *Ibid.*, A2950-51.
 - (9) *Ibid.*
 - (10) *Ibid.*, Vol.89, Part 11, A3182-83.
 - (11) *Ibid.*, A3126.
 - (12) *Ibid.*, A3414.
 - (13) *Ibid.*
 - (14) *Ibid.*, A3605.
 - (15) Bruno Lasker, "Come In But Close The Door Behind You: Chinese Exclusion In The United States," *Pacific Affairs*, September 1943, Vol.XVI, No.3, 345-47; "Our Humiliation-Not Theirs," *Common Ground*, Vol. IV. Autumn, 1943, 71-76.
 - (16) Final Report to Members, November, 30, 1943, Records of Citizens Committee to Repeal Chinese Exclusion and Place Immigration on A Quota Basis, New York Public Library.
 - (17) U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Immigration and Naturalization, *Minority Report, Repealing the Chinese Exclusion Laws*, 78th Cong., 1st Sess., Report No.732, Part 2 (1943), pp.1-2.

- (以下、House Minority Report と略称する。)
- (18) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 6, p.8199-8299.
 - (19) *Ibid.*, p.8584.
 - (20) 一九二四年の国別割当移民法について、詳しくは、米沢美書『国別割当法』とアングロ・サクソンの伝統『東海大学紀要』一一(一九九一年)一五七—一七三頁をみる。
 - (21) U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 6, pp.8584.
 - (22) *Ibid.*, pp.8593.
 - (23) House *Minority Report*, pp.1-2. ~ U.S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 6, p.8584-85.
 - (24) U. S. Congress, *Congressional Record*, 78th Cong., 1st Sess., Vol.89, Part 6., p.8589.
 - (25) *Ibid.*, p.8589-90.
 - (26) *Ibid.*, p.8592.
 - (27) *Ibid.*, p.8593.
 - (28) *Ibid.*, p.8600.
 - (29) *Ibid.*, Part 12, A4427.
 - (30) *Ibid.*, A4439.

本研究の機会を与え、ご指導とご鞭撻を頂いた指導教官であるお茶の水女子大学教授、山本秀行先生に心からお礼を申

申し上げます。また、明治大学教授、林義勝先生、東京大学教授、油井大三郎先生に、その親身なご指導とご激励を深く感謝いたします。諸先生方のゼミへの参加を通して、様々な知的刺激を受けました。さらにハーバード大学の入江昭先生、Dr. Eugene W. Wu 先生には訪米中貴重なご指導を頂きました。重ねてお礼を申し上げます。なお、本論を作成するにあたり、長尾ゆりさん、細谷典子さん、及び磯部靖さんからの暖かいご援助を頂き、この場を借りて、感謝の意を表したいと思います。

(お茶の水女子大学人間文化研究科博士課程)